第 28 回日中業務交流 業 務 交 流 Ⅱ 平成 21 年 11 月 26 日

国立国会図書館の資料デジタル化について

国立国会図書館 総務部企画課長 武藤 寿行

1 はじめに

2005年のちょうど今頃、私は第25回日中業務交流の国立国会図書館(NDL)訪中団の一員として中国を訪問しておりました。そのときの業務交流は、「デジタル資源の収集・保存・提供」をテーマとして行われました。中国国家図書館では電子図書館の建設の真っ最中でした。また、交流のあとで視察に伺った精華大学図書館では、雑誌のデジタル化作業を見学させていただきました。当時NDLの電子図書館課長として所蔵資料のデジタル化やインターネット資料の収集に携わっていた私は、まるで工場のように大規模に行われているデジタル化作業を見て、出版や著作権をめぐる国情の違いがあるとはいえ、彼我の懸隔に驚きとともに羨ましさを覚えたことを思い出します。昨年は電子図書館がオープンしたと伺っております。遅ればせではございますが、おめでとうございます。

2 **2009** 年: デジタル資源をめぐる3つの画期的出来事

さて、あれから 4 年経った今年 2009 年は、デジタル資源に関わるNDLにとって、大きな画期をなす年として記録されることになるでしょう。それは、デジタル資源に関する制度と予算について 3 つの大きな出来事があったためです。1 つは、6 月に著作権法が改正され、来年 1 月からNDLにおいて保存目的の資料デジタル化が著作権者の許諾を得ずに行えるようになったこと。2 番目の出来事は、本日午前の業務交流 I で報告しました件です。国、地方公共団体等の公的機関の発信するインターネット資料をNDLが著作権者の許諾を得ずに収集できるように国立国会図書館法と著作権法が改正されたことです。そして 3 つ目の出来事とは、平成 21 年度の補正予算でNDLの資料デジタル化経費として 127 億円が計上されたことです。この金額は、例年のNDLにおけるデジタル化予算額の約 100 倍に相当する規模です。

本報告では、まず、NDLのこれまでの資料デジタル化の実施状況についてお話し、1番目の保存のためのデジタル化をめぐる制度改正、3番目の大規模デジタル化の実施状況と今後の取組について報告します。

3 資料デジタル化の現状

(1) 電子図書館サービスのためのデジタル化

NDLは、これまで所蔵資料のデジタル化は、主として電子図書館サービス――いつでも誰でもどこからでもインターネットを通じて利用できるサービス――を行うことを目的として実施してきています。デジタル化の対象資料から4つのサービスがあります。

- ①近代デジタルライブラリー:明治期以降(1868年~)に刊行された図書のマイクロ (モノクロ)から画像としてデジタル化し、書誌データ、目次データから検索可能 なデータベース。明治期及び大正期(1912~1926年)に刊行された図書 15 万 6 千冊を提供。
- ②貴重書画像データベース:貴重書を中心としたコンテンツ 957 タイトルを提供。
- ③児童書デジタルライブラリー:児童書 1,687 タイトルを提供。
- ④電子展示会:特定のテーマごとに関連資料に解説をつけて提供。
- (2) デジタル化の方法と課題

これまでのデジタル化の方法と課題についてまとめますと次の4点になります。

これまでのデジタル化の方法は、基本的にマイクロフィルムからのデジタル化です。 近代デジタルライブラリーに搭載しているコンテンツは、もともと保存のためにマイクロ化(モノクロ)されたものをベースとしているため、デジタル画像もカラー画像ではありません。明治期(1868~1912)のものは白黒二値のため写真などは黒ずんで見にくいという欠点がありました。大正期(1912~1926)のものからグレースケールに変えてより見やすいものに改善を図りました。

また、本文のデジタル化は、最近の電子展示会のコンテンツを除き、画像のみで、 テキスト化をしていません。これは、日本語特有の旧かな、旧漢字の扱いに係る技術 的・費用的問題もあって画像データのみとしたものですが、やはり検索のためには不 便です。

さらに、著作権処理に要するコストについてです。デジタル化と提供に当たっては、上記(1)②貴重書画像データベースのように著作権の保護期間が経過したことが明らかな資料以外は、著作権処理を行う必要があります。著作権者の許諾を得たもののほか、著作権者の没年や連絡先が不明の場合は、著作権法により文化庁長官の裁定を受けて実施しています。著作者の洗出し、没年調査、著作権者の連絡先調査、各種機関への照会等の作業は、外部委託により、実施していますが、相当の費用と期間を要しています。

最後は、今まで申し上げた諸点に通底していることですが、予算の確保が重要な課題です。資料のデジタル化と著作権処理には費用がかかりますので。

4 保存目的のデジタル化

(1) 著作権法改正の意義と背景

資料のデジタル化の最大のメリットは、利用者にとっても提供する図書館にとっても情報通信基盤(ICT)を活用した電子図書館サービスにあるのはいうまでもないと思います。しかし、仮にインターネット提供ができず、館内のみでの提供に限定された場合でも、デジタルコンテンツによるサービスは、検索、閲覧等に要する提供時間の短縮、利用と保存の両立の確保などそのメリットは利用者・図書館ともに決して少なくありません。

そこに、今年行われた著作権法改正の意義があります。すなわち、保存目的の資料デジタル化をNDLは著作権者の許諾なく行えるようになったのです。来年の 1 月から施行されます。

NDLは、我が国唯一の納本図書館として、日本国内で発行された出版物を網羅的に収集し、それらを国民共有の文化資産として、現在の国民の利用に供することはもとより将来の国民の利用に供するため、永く保存する使命を帯びています。我が国では民間出版物の納入部数が1部であること、また古い資料も基本的に1部しか所蔵していませんから、利用と保存の両立はNDLに課せられた二律背反する古くて新しいテーマであり続けてきました。従来、これを解決する手段として原資料のマイクロ化を実施してきましたが、今年になって、長尾館長の強いリーダーシップの下、新たな媒体変換計画を策定し、デジタル化を媒体変換の原則とすることとしました。

このNDLの方針転換と期を合わせて、前述した著作権法の改正が行われました。この法改正は、文化庁に置かれた文化審議会が 2009 年 2 月に取りまとめた報告を受けて行われたものです。その報告の元となった文化審議会のワーキンググループの検討にはNDLの職員も参加しました。この報告では、NDLが我が国の納本機関であることを考慮して、NDLに限り、原資料の保存のためのデジタル化を認めることとする一方で、デジタル化した資料の利用に関しては関係する当事者間で協議をするように求めています。

(2) 関係者協議と「第1次合意」

このため、NDLは2008年9月から「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を開催し、著作権者団体、出版社団体、図書館団体との協議を開始しました。2009年3月にはこの協議会の「第一次合意」を取りまとめ、デジタル化と商業出版との調整、デジタル化した資料の館内での利用に関する条件を決めました。

取り決めた条件により、保存のための複製は、当分画像形式によることとし、テキストデータ化は許諾なく行わないということになりました。そのほか、例えば、デジタル化資料を館内で複写(プリントアウト)するときは、紙の隅に国立国会図書館で複写したものであることと、その日時などを一緒に印字することなどが決められています。

この協議を経て、2009年の著作権法改正が成立したのです。合意の内容自体に法 的拘束力はありませんが、法改正の前提となったものともいえるので、NDLとし てはこの内容に従った運用を行っていくことになります。

5 大規模資料デジタル化

(1) 平成 21 年度(2009 年度)補正予算

平成 21 年度(2009 年度)補正予算は、リーマン・ショック以降の世界的な経済的不況に対応するため、「経済危機対策」として 14 兆円という未曽有の規模で編成されました。NDLの資料デジタル化予算も、その目的に沿って認められたもので、約 127 億円の予算が計上されました。資料デジタル化の今年度当初予算は、約 1 億 3 千万円ですから、その約 100 倍の規模です。また、NDLが資料デジタル化事業を開始した平成 12 年(2000 年)以降これまで 9 年間のデジタル化総予算額と比較しても約 10 倍の規模となります。

補正予算で計上されたデジタル化の対象資料は、図書(1926~1968)75万冊、古典籍約10万冊、このほか雑誌,学位論文、児童図書・雑誌等で、合わせて約90万冊、2億6千万ページにのぼります。

これらの資料デジタル化は、前述した改正著作権法に基づき、保存目的でデジタル 化を行うもので、提供はNDLの館内に限定されますが、1945年以前の図書について は、著作権処理経費も計上されていますので、著作権の保護期間が満了している古典 籍とあわせて、インターネットで公開することを想定しています。

(2) 実施状況

補正予算は本来その年度内に執行すべきものですが、何分大規模なものですから、翌年度に繰り越して執行する例外措置が認められたため、今年度と来年度(2010年度)の2か年で実施することを予定しています。資料のデジタル化、メタデータ等の作成、著作権処理などの実際の作業は専門の業者に外部委託して実施します。それらの業者を競争入札により決定するための調達手続きに数か月かかりますので、実際の作業期間は2か年より短い期間で行わなければなりません。

このため、大規模デジタル化実施本部を立ち上げ、専任の職員で構成する事務局体制を整備しました。実施本部では、この間、対象資料の洗出し、仕様の検討、実施計画案の作成等を行いました。今年度デジタル化予定資料は、図書が26万5千冊、雑誌が2万7千冊で、著作権処理作業の対象図書が8万5千冊です。すでに一部は調達を終了し、作業に入っています。その他も調達手続き中です。

デジタル化の方法は、大きく2つに分けられます。1つはマイクロフィルムからのデジタル化です。保存のためにマイクロフィルムを作成した資料は、原則としてマイクロフィルムからのデジタル化を行うこととしています。もう1つは原資料から直接デジタル化するものです。使用するスキャナは、オーバーヘッド方式のスキャナを指定しています。資料の保護のため、自動ページめくり機能は使いません。マイクロフィルムからのデジタル化はグレースケールで、原資料からのデジタル化はフルカラーで行います。いずれも、作成する画像ファイルの形式はJPEG2000で、解像度は資料に対して400dpiとしています。この解像度は、将来のテキスト化に耐え得るレベル、画像容量、コストなどを考慮し決定したものです。

6 今後の取組

(1) デジタル化資料の保存・提供

デジタル化したコンテンツ(メタデータ、目次データを含む)は、来年1月から稼働するNDLデジタルアーカイブシステム(DAシステム)に順次格納し、提供する予定です。このDAシステムは、大容量のストレージを備え、デジタルコンテンツを一元的に扱うシステムとして開発を進めてきたもので、「近代デジタルライブラリー」を移行するほか、「貴重書画像データベース」と「児童書デジタルライブラリー」で提供中のコンテンツも将来移行する予定です。

(2) 配信先の拡大とテキスト化

保存目的のデジタル化により作成したコンテンツの提供は、NDLの館内での提供に限定されます。これまで原資料又はマイクロ資料で行ってきた図書館間貸出(ILL)がデジタル化したコンテンツをもとにできなくなることは国立図書館としては問題となります。NDLとしては図書館等にインターネットを通じて配信することも選択肢と考えていますが、これには前述した「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」での合意と著作権法の改正が必要になりますので、継続して協議しているところです。

また、今回の著作権法の改正では、図書館が視覚障害者等に対して利用可能な方式で提供を行う場合は、送信も含めて著作権者の許諾なく行える規定が盛り込まれました。この改正を受けて、視覚障害者団体等から、今回のNDLの資料デジタル化に際し、テキスト化の要望が寄せられているところです。このため、今回の補正予算でテキスト化の精度や音訳ソフトに関する調査も実施する予定です。

7 おわりに

ここまで今年度の補正予算という景気のよい話をしてまいりましたが、その後状況に変化がありましたので、報告の最後にそれをお話しします。今年 8 月の総選挙の結果を受けて発足した民主党を中心とする新政権は、すぐに平成 21 年度 (2009 年度)の補正予算の見直しに着手し、経済対策として効果の低い施策・事業に係るものの執行停止に乗り出しました。NDLのデジタル化予算に関しても、現段階で今年度実施予定分を除き、執行停止状態となっています。厳しい財政状況下、資料デジタル化の予算をどう確保し、どう事業を進めていくか大きな課題が残されています。